



茨城労働局発表
平成 27 年 5 月 1 日

【照会先】
茨城労働局総務部企画室
室長 下河邊 英一
室長補佐 関 英之
(直通電話)029-224-6212

「平成 27 年度茨城労働局労働行政運営方針」の策定について

茨城労働局（局長 中屋敷勝也）では、今般、「平成 27 年度茨城労働局労働行政運営方針」を策定しました。

茨城労働局では、この運営方針に沿って、計画的な行政運営を図ることとしています。

「平成 27 年度茨城労働局労働行政運営方針」の主な概要は以下のとおりです。

1 茨城における労働行政を取り巻く情勢と課題

(1) 「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材力の強化

最近の県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成 26 年 3 月以降 1 倍台（いずれも季節調整値）で推移し改善が進んでいるものの、建設、介護等の分野における人手不足が顕在化するとともに、正社員の有効求人倍率については、1 倍に満たない状況等にある。このため、労働市場全体としてのマッチング機能を強化するとともに、人手不足分野における雇用管理改善（＝事業主自身が職場自体の魅力アップ）、若者・高年齢者・障害者などの雇用対策の推進、正社員雇用の拡大、女性の活躍推進等を図る必要がある。

(2) 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備

茨城における所定外労働時間が全国で一番長くなっていること、労働災害の発生件数が増加していること等から、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方改革の実現、労働条件の確保・改善、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり等を推進する必要がある。

2 労働行政の重点施策

(1) 総合労働行政機関として推進する重点施策

地域における総合労働行政機関として、地方自治体、関係団体等との連携を図るとともに、労働行政に対する理解と信頼を高めるための積極的な広報の実施、大学等での労働法制の普及等、地域に密着した行政を展開する。

(2) 労働基準行政の重点施策

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進、「夏の生活スタイル変革」等に取り組むよう、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化し、働き方改革を推進する。

また、労働災害の中で最も多い転倒災害を防止するため、業種横断的取組として「STOP！転倒災害プロジェクト茨城 2015」を展開するほか、業種ごとの労働災害発生状況に応じた対策を推進する。

(3) 職業安定行政の重点施策

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進や、人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善（＝事業主自身が職場自体の魅力アップ）、正社員希望者に対する就職支援、若者・高齢者・障害者などの雇用対策を進めるとともに、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方自治体の講じる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、国と地方自治体との連携を一層強化する。

(4) 職業能力開発行政の重点施策

公共職業訓練の実施主体である茨城県や（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部茨城職業能力開発促進センター、民間教育訓練機関等の関係機関との役割を分担し、地域の人材ニーズに応えられるような人材育成を図る。

また、キャリア・コンサルティングを通じた適切な訓練の受講あっせんを実施するほか、ジョブ・カードを活用したマッチングなどの就労の促進等を推進する。

(5) 雇用均等行政の重点施策

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の履行確保はもとより、改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得（くるみん、プラチナくるみん）への取組促進及び改正パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の働き・貢献に応じて正社員等との均等・均衡待遇を確保し、その能力を一層有効に発揮できる雇用環境の整備を図るための施策を推進する。

(6) 労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険料等の適正徴収等を実施するとともに、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。

(7) 個別労働関係紛争の解決の促進

労働問題の「ワンストップ・サービス」の拠点として総合労働相談コーナーの機能強化を図るとともに、効果的な助言・指導及びあっせんの実施を推進する。

また、関係機関・団体との連携を強化し、管内における労働相談への的確な対応や個別労働関係紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。